

## 委託販売システム同意書

平成 年 月 日

### 受託者：乙

住所 三重県津市高茶屋小森町 2892-29  
氏名 有限会社 馬力  
電話 059-235-2026  
銀行口座 第三銀行 花岡支店 普通 2193591  
有限会社馬力

### 委託者：甲

住所  
氏名  
電話

印

受託者有限会社馬力(以下乙という)は、甲を委託者として以下のとおり委託販売システムを同意した。

**第1条 (委託販売)** 甲は乙に対し、甲の車両の販売を委託して、乙はこれを受託した。

**第2条 (販売価格・委託手数料)** 販売価格は甲が決めるものとし、委託販売手数料は¥54,000 (税込) として、代金は乙が管理回収するものとする。

**第3条 (委託販売契約の期間)** 甲の委託販売開始日は、平成 年 月 日から3ヶ月間とする。3ヶ月後は協議のうえ、甲への車両の返却及び乙への売却とする。

**第4条 (利用料金)** 査定・登録料として¥5,400 (税込)、走行距離管理システム利用料として¥540 (税込) を甲が乙に支払い、期間後の返金は無いものとする。  
これは売却成立・不成立に関係無く掛かるものとする。

展示費用・掲載費用は無料とする。

但し協議のうえ期間延長となった場合は1か月に付き¥5,400 (税込) 掛かるものとする。

**第5条 (利用料金の支払い方法)** 乙の指定口座に振込み、もしくは店頭にて支払うこととする。

**第6条 (販売代金の支払い方法)** 乙は販売成約後、直ちに代金を甲の指定口座もしくは店頭にて支払うこととする。

**第7条 (損害賠償)** 甲の車両が、地震や水害、火災など不可抗力による滅失時のほか、欠品、破損、汚損した場合、甲は乙に対し一切の損害賠償を求めないものとする。

但し、乙に重大な過失がある場合は、乙は利用料金の範囲内で損害賠償に応じるものとする。

**第8条 (契約の解除)** 甲は、期間が満了しないときでも乙に対しその意思表示をすることにより、当システムを解除することができるものとする。

乙からの解約は、以下各号の一つに該当したときに限り、何ら催告なく当該契約を解除することができるものとする。

その場合、甲の商品について乙に保管義務がないものとする。またその場合の返却費用の実費を請求できるものとする。

- 1、甲の利用料金の支払がなされないとき
- 2、甲が法令に違反する商品を販売していることが判明したとき
- 3、甲が契約時に申告した住所、電話番号の変更があつて、乙にその通知をしないとき
- 4、甲の所在が不明または連絡が取れないとき
- 5、甲が乙の定める禁止事項を遵守しないとき

**第9条 (信義誠実の原則)** 当該契約に定めのない事項、また疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従うものとし、甲乙ともに円満に解決を図ることで合意する。

**第10条 (利用規約)** 上記、第1条～第10条までの各条項のほか、別途当社ホームページで定める「委託販売システム概要」の禁止販売車両、販売方法等について、甲はこれを遵守することとする。